

# 【資料5】

## 角田市第6次長期総合計画

### 第1部 基本構想

第1章 第6次長期総合計画の策定にあたって

第2章 角田市を取り巻く環境

第3章 まちづくりの主要課題

第4章 市政運営の基本方針

第1節 まちづくりの基本理念

まちは、市民（ここでは、企業や通勤・通学者など多様な主体を含む広義の市民を指します。）の暮らしの基盤であり、その基盤をより良いものとする活動が、まちづくりであると言えます。即ち、まちづくりの主役は市民であり、多様な主体が連携・協力して推進されるものです。

本市は、昭和53年10月に市民憲章を制定しています。市民憲章は恒久的なまちづくりの目標であり、この市民憲章に掲げる理念を基盤として、市民が主役のまちづくりを推進し、角田らしい魅力をもった個性豊かなまちづくりを進めます。

また、「第2章 角田市を取り巻く環境」による本市の現状分析結果を踏まえ、「第3章 まちづくりの主要課題」による今の本市にとっての主要課題を整理した上で、これからのまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

#### ① 市民が主役のまちづくり

本市を支える市民及びその市民の活動は、まちづくりの根幹をなす財産です。

まちづくりは、市民の幸せを最大の目的として営まれるものであり、市民がまちづくりの主役となり、「市民力」を発揮できる環境づくりを推進するとともに、行政は市民と共に考え、汗をかき、角田市を高め合える環境づくりを推進します。

#### ② 地域資源を活かしたまちづくり

本市に息づく歴史、自然、景観、文化・スポーツや、企業、地域産業、既存の施設などの豊富な地域資源は、誇れる財産です。

将来にわたって、自然を守り、歴史・文化を継承するとともに、未だにその魅力を活かしきれていない地域資源を最大限に活用し、角田にあるものをフル活用する「オール角田」の取り組みを推進します。

角田市民憲章を次のとおり定める。

## 市 民 憲 章

わたくしたちは、自然の恵みと伝統に輝く角田市の市民であることに誇りをもち、角田市がより健康で文化の香り高い、調和のある田園都市として発展することを願い、この憲章を定めます。

- 一、心身をきたえ、教養を高め、つねに向上する人になります。
- 一、力を合わせ、愛情と秩序ある明るい家庭をつくります。
- 一、きまりを守り、助け合い住みよい地域づくりに努めます。
- 一、勤労を喜び、生産にはげみ豊かなまちを育てます。
- 一、伝統を生かし、新たな文化を創造し、理想の郷土をきぎずきま